

共同デスク 10号 (5月21日)

東京国公だより 32号

関ブロニュース 22号

【電話】 03-3501-6973

【FAX】 03-3500-4391

【Eメール】

office@tk-kokko.org

URL : <http://tk-kokko.org/>



↑写真は5月20日新聞
「赤旗」より

5月19日自民、公明、維新の3党は、質疑を一方的に打ち切り、国民の内心を処罰する「共謀罪」法案を衆院法務委員会で強行採決しました。まさに「共謀罪」を遮二無二今国会で通さんがための狂暴な挙行です。

「共謀罪」法案は、日

本国憲法が保障する思想・良心の自由、表現の自由などを侵害する違憲立法です。この日の質疑でも、政府が持ち出す「テロ対策」という口実が全く成り立たないことが明らかにされました。東京国公ホームページでも4月28日に植松事務局長が自身の勤務先だった税関が所管する関税法を例にして、



「テロ」や「組織犯罪」とは直接関係ない行為が、犯罪視され日常監視される可能性について具体的に明らかにしま

自・公・維 「共謀罪」強行採決
怒りの声が国会を包囲 9000人超え
廃案に向け引き続き運動の強化を

メールやLINEでも「共謀」成立

| 論点 |  | 金田法相の答弁 |
|------------|---|----------------------------|
| メールでも共謀成立？ |  | メールやLINEでも合意が成立することはあり得る |
| 顔文字でも共謀成立？ |  | 手段は限定しない |
| 草野球チームも対象？ |  | 元の団体の性質は関係ない。性質が一変した場合は対象に |
| 一変を判断するのは？ |  | 捜査機関 |
| 通信傍受法の対象は？ |  | フェイスブックやラインも傍受可能 |

共謀罪対象 277 の罪とその根拠法律は、東京国公HPのトップページに掲載（東京新聞が4月28日付朝刊で明らかにしたもの）しています。

貴方が、何時、何処で、何をしても監視対象になり得るのが共謀罪

した。（東京国公ホームページ・トップページの3段目と6段目に掲載）

この日の法務委員会では現在でも、警察がプライバシーを侵害し、対

象を無制限に広げて捜査を行っている事例を明らかにされ、「共謀罪」

法案の成立によって、一般市民が日常から警察の監視を受ける危険性を浮き彫りになりました。

この間東京国公は連日、「共謀罪」廃案に向けて奮闘してきました。新聞報道等では、月23日（火）の衆議院本会議での採決もあり得る緊迫した情勢です。

憲法尊重擁護義務（日本国憲法99条）を課せられている国家公務員労働者として、引き続き運動を強化しましょう！